

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 青少年に有益な書籍として推奨する件 六五
- 青少年に有害な図書類として指定する件 六五
- 新たな土地改良事業を行うことを認可した件 六六
- 県営土地改良事業計画を変更した件 六六
- 道路の区域を変更する件三件 六六
- 道路の供用を開始する件 六七
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 六七
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件 六七

告 示

福島県告示第九十二号

福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な書籍として、次のものを推奨する。
平成二十五年二月十五日

福島県知事 佐藤雄平

推奨番号	名 称	制作者又は配給者	備 考
二一四	なでしこの誓い 世界の心のきずな物語	上野直彦（株式会社学研教育出版）	推奨対象 小学生、中学生、高校生、青年及び一般
二一五	ヘリオット先生と動物たちの8つの物語	ジェイムズ・ヘリオット・作	推奨対象 小学生低学年、中学生

福島県告示第九十三号

福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十八条第一項の規定により、次の図書類を青少年に有害なものとして指定する。
平成二十五年二月十五日

福島県知事 佐藤雄平

指定番号	種 類	名 称 等	発 行 者	指 定 理 由
二一六	雑 誌	チャンプロード 20 13年2月号 (06231102)	株式会社笠倉出版社	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
二一七	雑 誌	オバケの長七郎 ふくしまに生きる ふくしまを守る	株式会社集英社 村上由見子・訳 杉田比呂美・絵 (株式会社集英社)	生、高校生、青年及び一般
二一七	雑 誌	ななもりさちこ・作 きむらなおよ・絵 (株式会社福音館書店)	福島県警察本部・監修 福島民報社・編集協力（福島県警察互助会）	推奨対象 小学生低学年、中学生、高校生、青年及び一般

（青少年・男女共生課）

指定番号	種 類	名 称 等	発 行 者	指 定 理 由
六五五五	雑 誌	最新版・世界の処刑と拷問 (ISBN97814177301861410)	株式会社コアマガジン	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五五六	雑 誌	コアカコミックス326 実録最悪の大量殺人事件簿 (53453126)	株式会社コアマガジン	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

（青少年・男女共生課）

福島県告示第九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、三春町土地改良区が三春南部地区維持管理事業に係る新たな土地改良事業を行うことについて、平成二十五年一月二十九日認可した。
平成二十五年二月十五日

福島県知事 佐藤雄平
(農村計画課)

福島県告示第九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、経沢地区に係る県営農業農村基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型））を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十五年二月十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十五年二月十八日から
同 年三月十一日まで
(二十二日間)

三 縦覧の場所
会津若松市役所

(農村計画課)

福島県告示第九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所が平成二十五年二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年二月十五日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二九四号	白河市萱根字足洗場八 番一地从先から 同 市萱根字足洗場八 番二地先まで	変更前 変更後	一一・四 三四・五	四八五・三
			一三・七 五七・九	四八五・三

福島県告示第九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所が平成二十五年二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年二月十五日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわ き石川線	いわき市遠野町深山田 字沢繋一〇番五三 地先から 同 市遠野町深山田 字沢繋一〇番四二 地先まで	変更前 変更後	八・〇 二一・六	三二〇・〇
			一一・〇 二二・四	三二〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所が平成二十五年二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年二月十五日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわ き石川線	いわき市渡辺町上釜戸 字瀬峰二五一番地先 から 同 市渡辺町上釜戸 字瀬峰二二六番地先 まで	変更前 変更後	一〇・〇 二八・二	三二一・五
			一〇・〇 四四・六	三二一・五

福島県告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十五年二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月十五日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道いわき石川線	いわき市遠野町深山田字洞沢一〇番一三四地先から 同 市遠野町深山田字釜ノ前四三番一地先まで	平成二十五年二月一五日

(道路計画課)

公 告

公告第四十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年二月十五日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年二月五日
- 二 名称
特定非営利活動法人郡山のびのび福祉会
- 三 代表者の氏名
安田 洋子
- 四 主たる事務所の所在地
福島県郡山市富田町字細田五十五番地の四
- 五 定款に記載された目的
この法人は、乳幼児、学童、及び障害児に対して、保育・教育に関する事業を行うとともに、障害児・者ならびに、その家庭に対してのケア・サポート、障害者に対しての生活介護に関する事業を併せて行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

(道路計画課)

公告第四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十五年二月十五日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名称
会津北部土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事	穴澤 晃	喜多方市熊倉町熊倉字熊倉七五四番地
同	佐藤 政喜	市豊川町米室字高吉四三三七二番地
同	佐藤 雄一	市関柴町下柴字石堂二四一一番地
同	佐野 喜平	市塩川町四奈川字東鏡三二二九番地の一
同	大堀 茂	市塩川町三吉字利根川丙七九番地
同	小檜山 利伊	市岩月町檀野字菅原一五六三番地
同	山田 義人	市塩川町四奈川字西鏡二〇三九番地の一
同	荒川 利昭	市慶徳町松舞家字上田二〇四一番地
同	齋藤 勇	市塩川町新井田谷地字新井田谷地二〇四番地
同	猪俣 希男	市熱塩加納町熱塩字中志田丁一七八番地
同	穴澤 貞夫	市松山町鳥見山字中井戸尻三八〇五番地
同	佐瀬 庄一	同上三宮町吉川字北広畑四九一九番地
同	玄永 久雄	市熱塩加納町宮川字岩尾三二四五番地の一
同	鈴木 定芳	市熱塩加納町大字下吉字吉村一二九二番地
同	佐久間 弘之	市熱塩加納町大字下吉字サニールハイツ三〇二号
同	小椋 敏一	市熱塩加納町大字松原字早稲沢五二七番地の五
同	峯岸 幸雄	市熱塩加納町山田字赤崎甲二七四番地
同	飯塚 達雄	市塩川町字四奈川字能力二一番地
同	堀 利和	市市道八七一〇番地
就任した役員		
役別 氏名		住所
理事	穴澤 晃	喜多方市熊倉町熊倉字熊倉七五四番地
同	山田 義人	市塩川町四奈川字西鏡二〇三九番地の一
同	佐藤 雄一	市関柴町下柴字石堂二四一一番地
同	玄永 久雄	市熱塩加納町宮川字岩尾三二四五番地の一
同	小檜山 利伊	市岩月町檀野字菅原一五六三番地
同	荒川 利昭	市慶徳町松舞家字上田二〇四一番地
同	佐藤 政喜	市豊川町米室字高吉四三三七二番地
同	穴澤 貞夫	市松山町鳥見山字中井戸尻三八〇五番地
同	佐瀬 庄一	同上三宮町吉川字北広畑四九一九番地

同 齋藤 勇 同 市塩川町新井田谷地字新井田谷地二〇四番地
 同 飯塚 達雄 同 市塩川町字四奈川字能力二一〇番地
 同 中川 幸谷 同 市塩川町三吉字反田乙一九六八番地
 同 猪俣 希男 同 市熱塩加納町熱塩字中志田丁一七八番地
 同 鈴木 定芳 同 耶麻郡北塩原村大字下吉字吉村一二九二番地
 同 佐久間 弘之 同 喜多方市字西四ツ谷二三番地サニ一ハイツ三〇二号
 同 小椋 敏一 同 耶麻郡北塩原村大字松原字早稲沢五二七番地の五
 同 堀 利和 同 喜多方市字市道八七一〇番地
 同 鈴木 秀一 同 市塩川町吉冲字柴城一三三一番地の一
 同 内海 周 同 耶麻郡北塩原村大字北山字土合五四一八番地

(農村計画課)

公告第四十二号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
 平成二十五年二月十五日

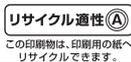
福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
 杜川沿岸土地改良区
 退任した役員

役別 氏名 住所
 理事 鈴木 和夫 白河市大工町三八番地三
 同 齋藤 一郎 同 市関辺川前七番地
 同 小林 兵吉 同 市関辺油久保五番地
 同 小貫 正衛 同 市表郷番沢字松上三四番地
 同 藤田 賢一 同 市表郷金山字越堀一三番地
 同 根本 文夫 同 市表郷八幡字石前七番地
 同 増子 公一 同 市表郷高木字上宿六五番地
 同 和知 隆志 同 市表郷堀之内字堀ノ内一八八番地
 同 小松 美好 同 市表郷三森字下原道上一〇番地
 同 緑川 好一 同 市表郷下羽原字吉田一三六番地
 同 藤田 幸治 同 東白川郡棚倉町大字花園字鹿子山九九番地一
 同 加藤 幸一 同 郡同 町大字棚倉字日向前一七番地五
 同 菊地 尚平 同 郡同 町大字逆川字屋敷一八番地一
 同 近藤 亥市 同 郡同 町大字堤字羽黒東八番地
 同 大河内 七郎 同 郡同 町大字福井字井前四四番地
 同 松本 庄司 同 郡同 町大字玉野字東宅地一九番地
 同 藤田 守 同 郡同 町大字檜木字千代田二七番地三
 同 須藤 一夫 同 石川郡浅川町大字松野入字内畑一七一番地

同 大河内 憲治 同 郡同 町大字太田輪字二渡二三番地の二
 同 須藤 茂 同 郡同 町大字箕輪字池下七番地
 同 佐藤 勝重 同 白河市双石新田一一番地
 同 藤田 利子 同 市表郷金山字菅辻九七番地
 同 近藤 松男 同 東白川郡棚倉町大字一色字カチャ前二六番地
 同 岡部 壽 同 石川郡浅川町大字滝輪字蔵石九三番地
 就任した役員
 役別 氏名 住所
 理事 鈴木 和夫 白河市大工町三八番地三
 同 齋藤 一郎 同 市関辺川前七番地
 同 小林 兵吉 同 市関辺油久保五番地
 同 藤田 利子 同 市表郷金山字菅辻九七番地
 同 藤田 賢一 同 市表郷金山字越堀一三番地
 同 増子 公一 同 市表郷高木字上宿六五番地
 同 鈴木 實 同 市表郷中寺字上沢目一一番地
 同 渡邊 和彦 同 市表郷三森字月桜二四番地
 同 鈴木 博之 同 市表郷番沢字樋ノ口六二番一
 同 和知 義行 同 市表郷河東田字屋敷六〇番地
 同 湯座 一平 同 東白川郡棚倉町大字棚倉字鉄炮町四番地
 同 近藤 亥市 同 郡同 町大字堤字羽黒東八番地
 同 松本 庄司 同 郡同 町大字玉野字東宅地一九番地
 同 藤田 守 同 郡同 町大字檜木字千代田二七番地三
 同 石井 義榮 同 郡同 町大字棚倉字中居野三一〇番地二
 同 近藤 松男 同 郡同 町大字一色字カチャ前二六番地
 同 鈴木 雅美 同 同 町大字金沢内字中背戸統一七番地
 同 須藤 一夫 同 石川郡浅川町大字松野入字内畑一七一番地
 同 石井 精治 同 郡同 町大字浅川字荒町四七番地
 同 兼子 俊幸 同 郡同 町大字箕輪字坂ノ前一七番地
 同 鈴木 喜好 同 白河市双石日向二二番地
 同 緑川 力丸 同 市表郷下羽原字五輪割五番地
 同 片野 清耕 同 東白川郡棚倉町大字福井字井前六一番地
 同 八木沼 守 同 石川郡浅川町大字小貫字新屋敷三二番地

(農村計画課)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,390円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一 印刷